

令和3年11月1日

## 利用時間の短縮解除について

沖縄県の対処方針を踏まえ、10月中の施設利用時間の短縮が解除となります。ですが11月中は「リバウンド防止と社会経済活動の両立期間」となっておりますので、感染症予防対策を十分に行った上での受入となります。

\*ご利用にあたっては、施設に掲示されています当所の感染拡大防止対策をご理解いただき、ご協力お願いいたします。

### リバウンド防止と社会経済活動の両立期間

令和3年11月1日（月）～ 令和3年11月30日（火）

※利用時間の短縮は解除されますが、児童生徒の最終利用時間は、石垣市教育委員会の定めた下校・帰宅時間に準じます。

（10月・11月は18時30分までです。）

※今後の状況により、変更がある場合がございます。予めご了承ください。